

令和4年度の主な税制改正について

個人所得課税

1 住宅ローン控除について、適用期限が令和7年入居分まで4年間延長され、借入限度額や控除率等について見直しが行われ、また、適用を受けるために必要であった年末残高証明書等が不要となりました。

- 適用期限が令和7年入居分まで4年間延長されました。
- 借入限度額について、消費税率引上げに伴う反動減対策としての上乗せ措置は終了し、住宅の環境性能などに応じた上乗せ措置が講じられます。
- 控除率が1%から0.7%に引き下げられました。
- 控除期間が新築住宅及び買取再販住宅については13年（令和6年・7年入居の「その他の住宅」については10年）、既存住宅については10年とされます。
- 所得要件が合計所得金額2,000万円以下に引き下げられます。
- 床面積要件が、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅については、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40㎡に緩和されます。
- 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外とされます。
- 令和5年入居分以降に住宅ローン控除の適用を受ける場合に、年末残高証明書及び新築工事の請負契約書の写し等について確定申告書への添付が不要となります（5年間の保存義務あり）。
また、年末調整においても、住宅ローン控除申告書へ年末残高証明書の添付が不要となります。
※ 居住年が令和5年以後である者が、令和6年1月1日以後に行う確定申告及び年末調整について適用されます。

【認定住宅以外の住宅の場合】

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・令和7年	2,000万円		10年

【認定住宅等の場合】

住宅の種類	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和4年・令和5年	5,000万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	4,500万円		
ZEH水準 省エネ住宅	令和4年・令和5年	4,500万円		
	令和6年・令和7年	3,500万円		
省エネ基準 適合住宅	令和4年・令和5年	4,000万円		
	令和6年・令和7年	3,000万円		

※ 上記の「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH 水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、上記の「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいいます。

2 認定住宅新築等特別控除の延長及び見直しが行われました。

対象住宅に ZEH 水準省エネ住宅を追加した上で、適用期限が令和 5 年 12 月 31 日まで 2 年延長されます。

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率
令和 4 年・令和 5 年	認定住宅・ZEH 水準省エネ住宅	650 万円	10%

※ 個人が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等をして、令和 4 年 1 月 1 日以後にその者の居住の用に供する場合に適用されます。

3 住宅耐震改修特別控除について、適用期限が令和 5 年 12 月 31 日まで 2 年延長され、以下の措置が講じられました。

令和 4 年及び令和 5 年に耐震改修工事をした場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率は次のとおりとなります。

工事完了年	控除対象限度額	控除率
令和 4 年・令和 5 年	250 万円	10%

※ 令和 4 年 1 月 1 日以後に住宅耐震改修をする場合に適用されます。

4 住宅特定改修特別税額控除について、適用期限が令和 5 年 12 月 31 日まで 2 年延長され、以下の措置が講じられました。

特定の改修工事をして令和 4 年及び令和 5 年に居住の用に供した場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率は次のとおりとなります。

居住年	対象工事	控除対象限度額	控除率
令和 4 年・令和 5 年	バリアフリー改修工事	200 万円	10%
	省エネ改修工事	250 万円 (350 万円)	
	三世代同居改修工事	250 万円	
	耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事 (「断熱改修標準的費用額」+「耐久性向上改修標準的費用の額」)の場合	250 万円 (350 万円)	
	耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事 (「耐震改修標準的費用の額」+「断熱改修標準的費用額」+「耐久性向上改修標準的費用の額」)の場合	500 万円 (600 万円)	

※ カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額です。

※ 特定個人又は個人が特定の改修工事をして令和 4 年 1 月 1 日以後にその者の居住の用に供する場合について適用されます。

5 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の特例が延長されました。

適用期限が令和3年12月31日から令和5年12月31日まで2年間延長されますが、特に内容的な見直しはありません。

6 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の特例が延長されました。

適用期限が令和3年12月31日から令和5年12月31日まで2年間延長されますが、特に内容的な見直しはありません。

7 特定の居住用財産の買換え等の場合の課税の特例の延長及び見直しが行われました。

適用期限が令和3年12月31日から令和5年12月31日まで2年間延長されるとともに、買替え資産が令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅などの場合には、一定の省エネ基準を満たすものであることが要件として追加されます。

8 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度が見直されました。

対象資産から、貸付け(主要な事業として行われる貸付けを除く。)の用に供したものが除外され、制度の適用期限が2年間延長されました。

(1) これまでは取得価額が30万円未満のものであれば全て本制度の対象となっていました。改正後は貸付けの用に供されたものは本制度の対象外となります。

ただし、その貸付けが主要な事業として行われる場合には、引き続き本制度の対象となります。

(2) 本制度は令和4年3月31日までに取得した減価償却資産が対象とされていましたが、この期限が2年間延長されることとされました。

※ 中小事業者が施行日(令和4年4月1日)以後に取得をする少額減価償却資産について適用されます。

9 少額減価償却資産・一括償却資産の損金算入制度が見直されました。

これまでは取得価額が10万円未満又は20万円未満のものであれば全て本制度の対象となっていました。改正後は貸付の用に供されたものは本制度の対象外となります。

ただし、その貸付けが主要な事業として行われる場合には、引き続き本制度の対象となります。

※ 税制改正の大綱には適用時期は明記されていません。租税特別措置法の少額減価償却資産の特例のように取得日判定となる場合には、事業年度の途中で取扱いが変わることになります。

10 令和6年1月1日以後にスタートする「新NISA」は、つみたてNISAの仕組みを1階部分とする2階建ての制度として設計されていますが、原則として、毎年、1階部分の積立を行わなければ、新たな上場株式の買付けができないこととなっていたことから、その要件の緩和が行われず。

(1) 新NISA制度について、次に掲げる場合には、1階部分の積立投資をせずに、2階部分での投資をすることができます。

(イ) 2階部分での投資をする日以前の6か月以内に1階部分の積立投資を行っていること。

(ロ) (イ)の1階部分での積立投資が、2階部分での投資をする日の属する年の前年であること。

(2) NISA の重複口座確認のためのマイナンバー利用について、運用上の対応が図られる予定となっています。

(3) 税務処理手続きのデジタル化推進のため、NISA 関連の申告書を e-Tax で送信する場合のファイル形式が XBL 形式又は CSV 形式とされます。

※ 上記の改正は、令和 6 年 1 月 1 日以後に提出する書類について適用されます。

11 個人住民税では、令和 6 年度分以後の特定配当及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる見直しが行われました。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる見直しが行われ、その見直しに伴い、次の措置が講じられることとなりました。

(1) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備が行われます。

(2) その他所要の措置が講じられます。

改正後は、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することはできず、一致させる方式のみになることから、税負担の節税メリットは消滅しますが、個人住民税の申告書の提出失念による国民健康保険料に関するトラブルは解消することになります。

12 大口株主等が受ける上場株式等の配当所得等の課税の見直しが行われるとともに、新たに報告書提出義務が創設されました。

会計検査院の指摘を受け、大口株主等の判定要件となる発行済株式等の 3%以上保有しているかどうかの判定を、その配当等の支払を受ける者の同族会社の保有する株式等も含めて判定することになります。

(1) 上場株式等の配当等について、総合課税の対象となる大口株主等の判定要件が、その配当等の支払いを受ける個人の同族会社が所有する持株割合を含めたところで 3%以上とする見直しが行われます。

(2) 上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が 1%以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払いの確定した日から 1 か月以内に、その内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

※ この改正は、令和 5 年 10 月 1 日以後に支払われるべき上場株式等の配当等について適用されます。

13 証拠書類のない簿外経費は認められないこととされました。

税務調査等の際に簿外経費を主張する場合には、その簿外経費が帳簿書類その他の物件により明確に主張できる場合又は保存する帳簿書類等により、その簿外経費の相手方や取引の事実が確認できる場合を除き、必要経費に算入することはできなくなります。

※ この改正は、令和 5 年分以後の所得税について適用されます。

14 所得税及び個人事業者の消費税について、納税地の変更・異動等に関する届出書の提出が不要となります。

令和 5 年 1 月 1 日以後の納税地の異動等は、税務署への届出書が不要となります。

15 財産債務調書制度等の見直しが行われ、総資産 10 億円以上の個人は、所得がなくても財産債務調書の提出が必要となりました。

- (1) 現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の 12 月 31 日において有する財産の価額の合計額が 10 億円以上である居住者も提出義務者とされます。
 - (2) 財産債務調書の提出期限が、その年の翌年の 6 月 30 日とされます。
- ※ 令和 5 年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用されます。

16 中小企業者における給与等の支給額が増加した場合の特別控除（所得拡大税制）が見直されました。

中小事業者における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を次のとおりとする見直しを行った上、その適用期限が 1 年延長（令和 6 年まで）されました。

- (1) 雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が 2.5%以上である場合には、税額控除率に 15%を加算します。
 - (2) 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が 10%以上である場合には、税額控除率に 10%を加算します
- (注) 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（現行：確定申告書等への添付）をしなければならないこととされました。
- ※ 令和 5 年分以後の所得税について適用されます。

17 社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に係る年末調整及び確定申告手続の電子化について、次の措置が講じられました。

社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除に係る年末調整の手続きや確定申告の手続きについて、従来は書面により交付を受けていた控除証明書が、電子データにより交付を受けることができることとなり、その交付を受けた者は、申告書に添付し、勤務先や税務署に電子データのまま提出できるようになりました。

(令和 2 年の年末調整からは、生命保険料控除や地震保険料控除の適用を受ける場合の控除証明書は、すでに電子データでの提出が可能となっていました。)

- ※ 確定申告については、令和 4 年分以後の確定申告書を提出する場合に適用されます。
- ※ 年末調整については、令和 4 年 10 月 1 日以後に給与所得者の保険料控除申告書を提出する場合に適用されます。

18 個人住民税における合計所得金額に係る規定が整備されました。

- (1) 個人住民税の公的年金等控除額の算定の基礎に用いられる合計所得金額について、現年分離課税とされる退職所得を含まない合計所得金額を用いることとなります。
 - (2) 給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書等について、退職手当等を有する配偶者等の氏名等を記載して申告することとなります。
 - (3) 確定申告書の個人住民税に係る附記事項に、退職手当等を有する配偶者等の氏名等が追加されます。
- ※ 令和 4 年度分以後の個人住民税について適用されます。
 - ※ 令和 5 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等及び公的年金等について適用されます。

※ 令和4年分以後の確定申告書を令和5年1月1日以後に提出する場合について適用されます。

資産課税

1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長及び見直しが行われました。

- (1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、適用期限が2年延長され、令和5年12月31日までとなります。
- (2) 非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間にかかわらず、住宅取得等資金を受けて新築等した以下の住宅用家屋の区分に応じた金額となります。

		改正前	改正後
		～令和3年12月31日	令和4年1月1日 ～令和5年12月31日
契約締結日		令和2年4月 ～令和3年12月	契約時期に関係なし
良質住宅	消費税率10%	1,500万円	1,000万円
	上記以外	1,000万円	
上記以外	消費税率10%	1,000万円	500万円
	上記以外	500万円	

- (3) 適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋であることが加えられます。
ただし、登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅とみなされます。
- (4) 受贈者の年齢要件を令和4年4月1日以後、18歳以上（改正前20歳以上）に引き下げられます。
- (5) 上記（2）を除きます。）の改正は、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置及び震災特例法の贈与税の非課税措置についても同様とされます。

2 法人版事業承継税制の見直しが行われました。

- (1) 特例承継計画の確認申請の期限が、1年間延長され、令和6年3月31日までとされます。
- (2) 特例承継計画の確認申請の期限は1年延長されますが、令和9年12月31日までという事業承継の期限は延長されません。

3 相続税に係る死亡届の情報等の通知の見直しが行われました。

改正前は、死亡届が提出された際は、死亡届の内容だけが税務署に通知されていましたが、改正後は被相続人に係る戸籍等の副本と固定資産課税台帳の登録事項等の情報が併せて通知されることとなりました。

※ 戸籍法の一部を改正する法律の施行日以降に適用されます。

4 信託に関する受益者別（委託者別）調書の記載方法が見直されました。

(1) 信託に関する受益者別（委託者別）調書について、「信託財産の価額」の欄に記載すべき相続税評価額の算定が困難な場合には、見積価額を記載しなければならないこととされました。

見積価額とは、具体例として、土地については直近の固定資産税評価額、非上場株式については直近の計算書類を用いて算定した簿価純資産価額等があります。

※ 令和5年1月1日以後に提出すべき事由が生ずる調書に適用されます。

(2) 調書の提出方法について、磁気テープを提出する方法が除外されることとなりました。

※ 令和4年4月1日以後に提出すべき事由が生ずる調書に適用されます。

5 土地に係る固定資産税等の負担調整措置が見直されました。

(1) 令和4年度限りの土地に係る固定資産税の負担調整措置として、負担水準が60%未満の商業地等の令和4年度の課税標準額が、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額とされます。

ただし、その額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とされます。

都市計画税についても、同様の措置となります。

(2) 通常の評価基準年ならば納税通知書交付日後3か月以内が審査申出期限ですが、令和3年度に税額据置措置がとられた評価額上昇地については、令和4年4月1日から納税通知書公布日後15月経過日まで、審査申出期間が延長されます。

※ 令和5年度固定資産税・都市計画税の課税標準について適用されます。

6 住宅用家屋の登録免許税の軽減措置等の延長が行われました。

(1) 登録免許税に関する軽減措置・免税措置のうち、令和4年3月31日に期限が到来する項目について、適用期限が令和6年3月31日まで2年間延長されます。

(2) 一部の移転登記、抵当権設定登記については、築年数要件が廃止され、新耐震基準適合要件が追加されます。

※ 令和6年3月31日までに居住の用に供した場合の登録免許税について適用されます。

7 印紙税の特例措置が延長されました。

印紙税に関する軽減措置のうち、令和4年3月31日に期限が到来する項目について、適用期限が令和6年3月31日まで2年間延長されます。

※ 令和6年3月31日までに作成される不動産譲渡契約書の印紙税について適用されます。

法人課税

1 大企業向け賃上げ税制が改組されました。

- (1) 現行制度において新規雇用者に対する給与支給額が対前年比 2%以上増加とされている要件について、継続雇用者に対する給与支給額の対前年比 3%以上増加とする要件に再変更されることになりました。
- (2) 税額控除額の計算も、現行制度では控除対象新規雇用者給与等支給額に対して控除率を乗じて計算していますが、控除対象雇用者給与等支給増加額に控除率を乗じる方法に再び変更となります。
- (3) 税額控除率の上乗せ措置について拡充が図られます。
- (4) 大規模企業についてはマルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言していることが要件とされます。

※ 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

2 法人事業税付加価値割における人材確保等促進税制が見直されました。

現行の法人事業税付加価値割における人材確保等促進税制について、法人税の改正に合わせる形で、継続雇用者の給与を一定割合増加した法人について、法人事業税付加価値割の課税標準から一定金額が控除される計算方式に改組されます。

※ 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

3 中小企業向け賃上げ税制の延長及び見直しが行われました。

適用期限が1年延長された上で、税額控除率の上乗せ要件が以下のように拡充されます。

- (1) 雇用者給与等支給額の対前年度増加率が 2.5%以上で税額控除率に 15%が加算されます。
- (2) 教育訓練費の前年増加率が 10%以上で税額控除率に 10%が加算されます。
- (3) 上記2つを併せると税額控除率は最大で 40%とすることが可能となります。

※ 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

4 地方税拠点強化税制が見直されました。

東京一極集中を是正する観点から、雇用者増加要件の撤廃や情報サービス事業部門の対象への追加など、地方に移転する企業の実態を踏まえた見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

- (1) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度につき、特定業務施設の範囲に、情報サービス事業部門に係る事務所を追加、及び中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の法人の取得価額要件が 2,500 万円以上に引き上げられます。
- (2) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）につき、適用要件を一部廃止するとともに、対象雇用者の範囲について一定の見直しが行われます。
- (3) 地域再生法等の改正を前提に、拡充型事業の対象となる地方活力向上地域の要件等につい

て、一定の見直しが行われます。

※ 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に、「地方活力向上等特定業務施設整備計画の認定」を受けた場合について適用されます。

5 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置が創設されました。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「同法」といいます。）の改正を前提に、以下の規定が創設されます。

青色申告書を提出する法人で認定輸出事業者であるものが、同法の改正法の施行日から令和6年3月31日までの間に、輸出事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、5年間30%（建物及びその附属設備並びに構築物については、35%）の割増償却ができることとされます。

※ 改正法の施行日から令和6年3月31日までの間に、輸出事業用資産の取得等をして一定の事業の用に供した場合について適用されます。

6 交際費等の損金不算入制度等が延長されました。

制度自体は変わらないこととされているため、中小法人に係る損金算入の特例や接待飲食費に係る損金算入の特例も2年間延長されます。

※ 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

7 環境と調和のとれた食料システムの確立のため新たな投資促進税制が新設されました。

青色申告書を提出する法人が一定の認定を受け、環境負荷を低減させる一定の資産を取得して事業の用に供した場合には、特別償却の適用が認められます。

- (1) 環境負荷低減事業活動用資産を取得した場合
 - ・建物及び建物付属設備、構築物 ⇒ 取得価額×16%
 - ・上記以外の減価償却資産 ⇒ 取得価額×32%
- (2) 基盤確立事業用資産を取得した場合
 - ・建物及び建物付属設備、構築物 ⇒ 取得価額×16%
 - ・上記以外の減価償却資産 ⇒ 取得価額×32%

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（仮称）の施行日から令和6年3月31日までの間に一定の資産を取得等をして、一定の事業の用に供した資産に適用されます。

8 証拠書類のない簿外経費への対応策が図られました。

税務調査の現場において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者や証拠書類を偽装して簿外経費を主張する納税者への対応が図られ、今後、納税者が主張する簿外経費がその取引が行われたと認められない場合には、下記の場合を除いて損金不算入とされます。

- (1) 法人が保存する帳簿書類等から売上原価の額又は費用の額等が生じたことが明らかである場合（災害その他やむを得ない事情により、帳簿書類の保存をすることができなかったことを法人において証明した場合を含む。）
- (2) 保存する帳簿書類等により売上原価の額又は費用の額等に係る取引の相手先が明らか又は

推測され反面調査等により税務署長がその費用が生じたと認める場合
※ 令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

9 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法の見直しが行われました。

株主等である内国法人が資本の払戻し等により金銭等の交付を受けた場合、税法上は、交付金銭等のうち払戻し直前の払戻等対応資本金額等については、減少した資本剰余金の額が上限とされることとなります。

※ 税制改正の大綱には明記されていませんが、令和3年10月25日国税庁HPのお知らせで「最高裁判所令和3年3月11日判決を踏まえた利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の取扱いについて」で、過去に遡ってすでに取扱い可能となっています。

10 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度が見直されました。

対象資産から、貸付け(主要な事業として行われる貸付けを除く。)の用に供したものが除外され、制度の適用期限が2年間延長されました。

(1) これまでは取得価額が30万円未満のものであれば全て本制度の対象となっていました。改正後は貸付けの用に供されたものは本制度の対象外となります。

ただし、その貸付けが主要な事業として行われる場合には、引き続き本制度の対象となります。

(2) 本制度は令和4年3月31日までに取得した減価償却資産が対象とされていましたが、この期限が2年間延長されることとされました。

※ 中小事業者が施行日(令和4年4月1日)以後に取得をする少額減価償却資産について適用されます。

11 少額減価償却資産・一括償却資産の損金算入制度が見直されました。

これまでは取得価額が10万円未満又は20万円未満のものであれば全て本制度の対象となっていました。改正後は貸付の用に供されたものは本制度の対象外となります。

ただし、その貸付けが主要な事業として行われる場合には、引き続き本制度の対象となります。

※ 税制改正の大綱には適用時期は明記されていません。租税特別措置法の少額減価償却資産の特例のように取得日判定となる場合には、事業年度の途中で取扱いが変わることになります。

12 完全子会社等の配当に係る源泉徴収が見直されました。

完全子法人株式等(持分比率100%)及び関連法人株式等(持株比率3分の1超)に係る配当等については、所得税が課税されず、その配当等に係る所得税の源泉徴収が廃止され、納税に係る事務負担が軽減されます。

※ 令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について適用されます。

消費課税

1 適格請求書等保存方式に係る登録手続きの見直しが行われました。

適格請求書発行事業者の登録について、インボイス制度導入以後6年間は、免税事業者が登録を受ける場合に、課税期間の途中から登録をすることが可能となり、また、国外事業者が、納税管理人を定めていない場合には、税務署長は登録を拒否することができることとされました。

- (1) 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、課税期間の途中でもその登録日から適格請求書発行事業者となることができる経過措置が設けられます。

なお、上記の経過措置の適用を受けて課税事業者となった場合には、登録日から2年を経過する日の属する課税期間までは、事業者免税点制度の適用が制限されます（その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除く。）。

- (2) 納税管理人を定めることとされている国外事業者が、納税管理人を定めていない場合には、税務署長は適格請求書発行事業者の登録を拒否することができます。

併せて、虚偽の記載をして登録を受けた場合には、税務署長はその登録を取り消すことができます。

※ 令和5年1月1日以後の消費税について適用されます。

2 仕入明細書等による仕入税額控除の適用要件が見直されました。

適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）導入後は、仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが、売手において課税資産等に該当する場合に限り、行うことができることとされます。

※ 令和5年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

3 電子的に区分記載請求書の提供を受けた場合も経過措置の適用が認められることとなりました。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）において、免税事業者などからの課税仕入れに係る経過措置の適用を受けるためには、書類（紙）により交付された区分記載請求書の保存が要件となっていました。電子データにより区分記載請求書の交付を受けた場合についても、経過措置の適用を受けることが可能となります。

※ 令和5年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

4 インボイス経過措置期間における棚卸資産に係る消費税額の調整規定が見直されました。

適格請求書発行事業者以外の事業者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用対象となる棚卸資産については、その棚卸資産に係る消費税額の全部を納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税の調整措置の対象とされます。

※ 令和5年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用されます。

5 公売等による財産の売却がされた場合の適格請求書等の交付について見直しが行われました。

公売等での財産の売却について、売手である滞納者が適格請求書発行事業者である場合には、執行機関は滞納者からの通知を受けることなく、滞納者に代わって適格請求書等の交付が可能となります。

※ 令和5年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

6 特定収入を課税仕入れに充てた場合の仕入税額控除の調整規定が整備されました。

インボイス制度開始以後、免税事業者や消費者等、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて、原則として仕入税額控除の対象とすることはできませんが、今回の改正により、一定割合以上の特定収入を免税事業者等からの課税仕入れに充当した場合には、一定の金額を仕入税額控除の対象とすることができますようになります。

※ 令和5年10月1日以後において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

7 輸出品販売場制度の見直しが行われました。

輸出品販売場において免税で購入することができる非居住者の範囲が明確化され、外為法に規定する非居住者のうち、以下の者に限ることとされました。

- (1) 在留資格を持って在留する非居住者で、短期滞在、外交又は公用の在留資格を有する者
- (2) 日本国籍を有する非居住者で、国内に2年以上住所及び居所を有しないことについて証明された者

※ 令和5年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用されます。

国際課税

1 外国税務当局との情報交換における情報の受領に関する規定が整備されました。

租税条約等の相手国との情報交換において、その租税条約等に定めるところにより、その相手国等の法令の規定により収集された個人番号を受領することができるようになり、その手続きが法令上明確化されました。

※ 令和4年4月1日から施行されます。

※ 税務当局は、受領したCRS情報（非居住者金融口座情報）を活用することにより、個人等の海外預金口座を把握し、税務調査の対象とする際の資料として活用することになります。

納税環境整備

1 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置が整備されました。

記帳水準の向上に資するため、修正申告等の際して帳簿等の提出があった場合に、その帳簿の記帳が不十分であったり、提出をしなかった場合には、過少申告加算税・無申告加算税が加重されることとなりました。

- ※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。
- ※ 納税者の責めにきずべき事由がないと認められる場合（例えば、災害等の場合など）には、加重措置が適用されないよう、運用上適切に配慮される措置が取られます。
- ※ 税務調査においては、帳簿等に記載がなく所得金額の計算の基礎とされなかった簿外経費を納税者が主張する場合がありますが、事実の仮装・隠ぺいがある年分、又は無申告の年分の確定申告等の簿外経費については、以下の場合を除き、必要経費（損金）不算入とする措置が講じられます。
 - イ その簿外経費が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合（災害その他やむを得ない事情により帳簿書類の保存をすることができなかったことを納税者が証明した場合を含みます。）。
 - ロ その保存する帳簿書類等により簿外経費の額に係る取引の相手先が明らかである場合その他その取引が行われたことが推測され、かつ、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合

2 修正申告書等の記載事項が整備されました。

ワンスオンリーの原則（一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること。）を徹底する観点から、当初申告等により税務当局が既に保有している情報について、再度記載することは不要とされ、修正申告書及び更正の請求書の記載事項から、その申告前又はその請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額が除外されます。

- ※ 令和4年12月31日以後に課税期間が終了する修正申告書及び更正の請求書について適用されます。
 - また、課税期間のない国税については、同日後にその納税義務が成立する国税について適用されます。

3 個人番号カードを利用した e-Tax の利便性が向上しました。

事前登録として個人番号カードの「利用者証明用電子証明書」及び「署名用電子証明書」を用いて電子署名等の送信をした者が、個人番号カードを利用して e-Tax により申請等を行う場合には、電子署名等の送信を要しないこととなります。

改正前の制度では、個人番号カードを利用して e-Tax により申請等を行う場合には、e-Tax のログイン時に「利用者証明用電子証明書」のパスワードを入力して、その申請等のデータに電子証明書を付して送信しなければなりませんでした。改正後は、電子証明等を事前登録すれば、申請等を行う際に、電子証明書の送信が不要となります。

※ 令和5年1月1日以後に行う申告等について適用されます。

4 添付書面等記載事項の提出方法が見直されました。

改正前の制度では、e-Taxによる相続税の申告の添付書面について、「イメージデータ (PDF)」の送信により行うこととされていましたが、改正後は、光ディスク等による提出が可能となります。

また、e-Taxによる法人税及び地方法人税の申告書等の添付書類について、磁気テープによる提出ができなくなります。

※ 令和4年4月1日以後に行う申請等について適用されます。

5 特定納付手続専用 ID が e-Tax 用 ID ・ パスワード へ 統合 されました。

改正前の制度では、特定納付手続専用 ID を有する者が、e-Tax による申請等を行うためには、e-Tax 用パスワードの発行を受ける必要がありましたが、改正後は、特定納付手続専用 ID の発行手続を廃止し、特定納付手続にも利用可能な e-Tax 用 ID ・ パスワードの発行手続きに統一されます。

※ 令和5年1月1日から施行されます。

6 タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴うスキャナ保存制度等が整備されました。

国税又は地方税関係書類に係るスキャナ保存制度及び電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。）の取引情報に係る電磁的記録（以下「電子取引データ」といいます。）の保存制度のタイムスタンプ要件について、一般財団法人日本データ通信協会が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプを付すこととなります。

※ 原則として、令和4年4月1日以後に保存が行われる国税又は地方税関係書類又は電子取引データについて適用されます。

7 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置が整備されました。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存について、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長がその電子取引データを保存要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、その保存義務者が税務調査等でその電磁的記録を出力書面により提示又は提出することができる場合には、その電子取引データの保存をすることができるとする経過措置が講じられます。

※ 令和3年12月27日に改正省令が公布され、令和4年1月1日から施行されています。

8 地方税務手続きがデジタル化されました。

eLTAX を通じた地方税務手続き及び電子納付等が、下記のように拡大されます。

(1) すべての地方税の申告・申請に係る手続きがオンライン化の対象となります。

※ 令和4年4月1日から施行し、実務的な整備が整ったものから順次対応されます。

(2) すべての地方税の税目が電子納付の対象となります。

※ 令和5年4月1日以後の納付について適用されます。

(3) 電子納付に係る納付手段について、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード等による納付手段が追加されます（現行はインターネットバンキング等のみ）。

※ 令和5年4月1日以後の地方税の納付を委託する場合について適用されます。

9 固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項が拡大等されました。

不動産登記法の改正により、登記名義人の死亡の事実を符号によって表示する制度が新たに設けられること等に伴い、登記所から市町村への通知事項を追加するなど、所要の措置が講じられます。

- (1) 改正不動産登記法の施行後は、所有権移転等の不動産登記が行われると、登記所から市町村へ通知される登記情報に追加事項があります。

[改正前通知事項]

- ・ 登記名義人の氏名、住所
- ・ 所在地、地番、地目、地積

[改正後通知事項]

- ・ 登記名義人の死亡の符号
 - ・ 外国居住者の国内連絡先
 - ・ 会社法人等番号
 - ・ DV 被害者等の住所に代わる事項等
- (2) 登記名義人が DV 被害者等である場合、登記事項証明書等には「住所に代わる事項」を記載することが講じられます。これに伴い、市町村が固定資産税の証明書を発行する際にも、登記住所ではなく、「住所に代わる事項」を記載することとするなど、所要の措置が講じられます。

※ 改正不動産登記法の施行に合わせて適用されます。

10 不動産取得税に係る登記情報が登記所から都道府県へ直接通知されることとなりました。

都道府県は、不動産取得税の課税のため、市町村から登記情報を入手していますが、その登記情報について、次の措置が講じられます。

- (1) 登記所は、市町村に対して登記情報を通知した場合には、都道府県に対しても登記情報を通知することになります。
- (2) 不動産の取得者が登記を行った場合には、都道府県への不動産取得の事実等の申告が不要となります。
- (3) 上記(2)の場合においても、不動産取得税の賦課徴収に必要があると認めるときは、都道府県知事は不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に関する事項を申告又は報告させることができます。
- (4) 住宅及び住宅用地に係る特例措置の要件に適合することを確認したときは、申告がなくても特例措置の適用を受けることができます。

※ 上記(1)から(3)は、令和5年4月1日より、上記(4)は令和4年4月1日より、それぞれ適用されます。

11 二輪車等に係る軽自動車税の申告手続きが簡素化されました。

二輪車の軽自動車税について、所有者が他の市町村に引っ越した場合等には、制度上、新旧の両市町村に対して申告が必要であったものが、改正後は、新市町村への申告に基づき、新市町村から旧市町村へその旨を通知する仕組みが構築されます。

※ 税制改正大綱に明記されていないため、今後の情報を確認する必要があります。